

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百十五号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十五条前段（同法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第一号ハ中「第二条第二項第五号に掲げる権利」の下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（当該匿名組合契約における同条に規定する営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるもの）に限り、当該営業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づき、権利（匿名組合員として有するものに限る。）及び」を加え、「（平成十年法律第九十号）を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂  
総務大臣 村上誠一郎  
文部科学大臣 阿部 俊子

計量法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百十六号

計量法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項、第百六条第一項、第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「次に掲げるもの」を「自動捕捉式はかり（ひょう量が五キログラム以下のものに限る。）」に改め、同号イからニまでを削る。

第二十六条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げる。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条 計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。  
別表第二号ロを次のように改める。

ロ 自動捕捉式はかり	
(1) 自動重量選別機	
ひょう量が六百グラム以下のもの	五万六千七百円
ひょう量が六百グラムを超えるもの	六万七千七百円
(2) ひょう量が六百グラム以下のもの	四万四千円
ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万八千円
別表第四第二号ロを次のように改める。	
ロ 自動捕捉式はかり	百五十八万四千円

（計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「特定計量器」を「自動捕捉式はかり」に改め、同条第一項中「附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）を「自動捕捉式はかり（計量法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する特定計量器であるものに限る。次項及び次条において同じ。）に、「計量法（以下「法」という。）を「法」に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）を「令和六年四月一日」に、「同条第一項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第二項中「特定計量器」を「自動捕捉式はかり」に、「それぞれ第二欄基準日」を「令和六年四月一日」に、「それぞれ第二欄基準日以後」を「同日以後」に、「附則別表の第三欄に掲げる日」を「令和九年四月一日」に改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条及び附則別表を削る。

第四条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 武藤 容治  
内閣総理大臣 石破 茂

御名 御璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣 石破 茂

空港法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。